

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年9月まで

私は、外国籍だったため、20歳の時は国民年金には加入できなかったが、母から昭和57年1月から加入できるようになったので、加入した方が良いと勧められ、市役所で加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年7月から59年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の1番前の加入者の国民年金被保険者資格取得届の処理に伴い作成されたと考えられる過年度納付書の作成年月日から申立人の手帳記号番号は、60年9月頃に払い出されたものと推認され、当該払出時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるところ、当該期間直後の59年10月から60年3月までの保険料は、過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、その後の保険料を全て納付しており、特に平成元年4月からの保険料は全て前納により納付し、11年11月からの保険料は付加保険料も含めて納付しているなど、納付意識の高い申立人が、過年度納付することが可能な当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和57年1月から58年6月までの期間については、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間には時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から63年12月まで
② 平成元年7月から2年2月まで

私は、昭和56年9月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の該当処理年月日及び任意加入被保険者の加入時期から、平成2年5月頃に払い出されていることが推認できるところ、オンライン記録により、申立人は、遡って当該期間前後の元年1月から同年6月までの期間及び2年3月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、上記納付状況から、申立人は、当該期間についても過年度納付書の交付を受けていたものと考えられる上、当該期間は8か月と短期間であることを踏まえると、当該期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人は、昭和56年9月頃に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張しているが、上記のとおり、申立人は、平成2年5月頃に国民年金の加入手続きを行ったと推認でき、同時点では当該期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が加入手続きを行ったとする昭和56年9月頃に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び54年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、加入当初の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、家を出て暮らしはじめてからは、私が定期的に保険料を納付したはずである。また、婚姻後は私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を60歳に到達するまで全て納付している。

申立期間①については、申立人は昭和48年7月20日に交付された国民年金手帳を所持しており、当該交付時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、当該期間直前の同年4月から同年12月までの保険料は定期的に現年度納付されていることが、当該期間当時、申立人が居住していた市で作成された国民年金被保険者名簿で確認できる。

申立期間②については、申立人は、「夫は婚姻前に国民年金に未加入だったので、婚姻時に国民年金の加入手続きを行い、その後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と述べており、申立人の夫の手帳記号番号は、婚姻した昭和54年3月頃に払い出されており、夫の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
私は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、昭和 48 年 4 月以降、申立期間を除き 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前後の申立期間を除く昭和 52 年度から 60 年度までの期間に係る保険料を前納していることが確認でき、申立期間直後の 56 年度の保険料を前納した時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から48年12月まで

私は、20歳の時に国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの期間については、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間中の47年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出時点で当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人及びその母親の特殊台帳及び還付整理簿によると、親子共に、申立期間直後の昭和49年1月から同年12月までの保険料が前納され、同年4月から同年9月までの保険料が同日に還付されていることが確認できることから、申立人及びその母親は親子一緒に保険料を納付していたものと推認できるほか、申立人は、母親に保険料の納付を依頼したことがあったと述べており、その母親については、47年4月から48年12月までの期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえ、申立人についても、当該期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和42年2月から45年6月までの期間については、上記手帳記号番号払出時点で時効により保険料を納付することができない期間であるほか、同年7月から47年3月までの期間は、当該払出時点で保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと述べており、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和57年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月31日から58年6月1日まで
② 昭和58年10月1日から59年3月2日まで
③ 昭和59年7月26日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和57年7月に入社し、58年5月に退職した後、同年10月に再度入社し、59年10月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和57年7月31日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、同年7月31日とされていることが確認でき、同社の元事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年8月1日として届出すべきところを、誤って同年7月31日として届け出た可能性が高いと供述している。

また、A社の元事業主は、同社の給与は25日締めで当月末日払いであり、月末に退職する場合、26日から月末までの分を含めて退職月の末日に支払い、当該給与から退職月に係る厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和57年7月31日までA社に勤務し、同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年6月の

社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格喪失届について誤りを認めていることから、事業主が昭和57年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和57年8月1日から58年6月1日までの期間について、A社の元事業主は、当該期間当時の資料を保有していないが、「申立人の勤務は5か月に満たなかった。申立人が当社を退職した後も当社の配送業務が多忙なときには、申立人を臨時で雇用して配送業務に従事させていたことはあるが、臨時雇用のときは給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨供述している。

また、A社の元従業員12名に照会したところ、そのうちの7名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していたが、申立人の退職時期について記憶していた者はいないため、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

申立期間②について、A社の元事業主及び元従業員の供述から、期間は特定できないが、申立人が臨時雇用により、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、臨時雇用のときは給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

また、申立人がA社に勤務していたことを記憶していた上記の元従業員7名は、いずれも申立人の入社時期について記憶していないため、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

申立期間③について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和59年9月25日と記録されていることが確認できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届は、昭和59年8月4日に提出されていることが確認でき、B県C市から提出された申立人に係る国民健康保険の加入履歴によると、当該被保険者資格取得は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の翌日である同年7月27日に届出され、同年7月26日付けで資格取得し、当該期間は、国民健康保険の被保険者期間であったことが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立人の同社での勤務はいずれも5か月に満たない期間であったと供述している上、申立人が同社に勤務していたことを記憶していた上記の元従業員7名は、いずれも申立人の同社における退職時期を記憶していないため、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、A社の給与計算業務を担当していた会計事務所は、申立期間①、②及び③当時の資料を保有していないと回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、昭和57年8月1日から58年6月1日までの期間、申立期間②及び③について、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録に誤りがある。預金通帳の写し等を提出するので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円と記録されていたところ、同年4月1日付けで、3年11月に遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主を含む13人の標準報酬月額についても、申立人と同様に5年4月1日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、上記減額訂正について、A社の元代表取締役は、「申立期間①当時、当社は厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員と相談し、従業員の標準報酬月額を減額訂正することによって当該滞納分を清算することにした。」と供述している。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員ではなかったことが確認でき、上記減額訂正への関与は認められない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、上記標準報酬月額の減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届

け出た、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、社会保険事務所における不合理な訂正処理等の事実は認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間②に係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社C工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の社会保険事務を代行しているD社から提出された従業員台帳及びE企業年金基金から提出された加入者記録票によると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成20年9月から21年6月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から21年9月30日まで
② 平成21年9月30日から同年10月1日まで

A社にソフトウェア開発業務で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低くなっており、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無い。同社における給与明細書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成20年9月から21年6月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、26

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、加入する厚生年金基金から送付された平成6年11月1日適用の「厚生年金標準報酬月額と基金掛金及び厚生年金保険料月額表」に基づき申立人から保険料を控除していたため、申立てどおりの報酬月額に係る届出を行っておらず、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料しか納付していない旨回答し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成21年7月及び同年8月の標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社の事業主の供述及び給与明細書により、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成21年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年2月29日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月29日より後の同年4月22日付けで、資格取得日（平成3年10月1日）まで遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が8人確認できる。

一方、申立人は、「A社では、自身が経理担当であった。」と供述している。

しかしながら、A社の事業主は、「当社は、平成4年4月に2回目の不渡りを出し事実上倒産した。会社倒産後は弁護士が整理していた。」旨供述している上、複数の従業員は、「申立人は、上記減額訂正時、会社に出勤していないので、記録訂正には関与していないと思う。」旨供述しており、さらに、財務業務を行っていた取締役は、「申立人は、平成4年3月1日以降勤務していないので、改ざんは社長が行っていたと思う。」旨回答していることから、申立人は、当該減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から同年7月1日まで

昭和40年3月にA社に入社し、41年4月から47年2月まで同社B支店に勤務し、この間に異動等は全く無かった。しかし、同社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る41年6月の厚生年金保険の加入記録が無い。47年6月に同社を退職するまで継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間もA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社B支店は、昭和41年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同支店に係る事業所別被保険者名簿において、同日まで厚生年金保険被保険者記録のある19人のうち、申立人以外の18人については、同日付けで同社において被保険者資格を再度取得しており、また、同社の他の支店の従業員についても同様に、同日付けで同社において被保険者資格を再度取得していることから、同社は、厚生年金保険の適用について、同日付けで本店において一括で行っていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、申立期間における同支店従業員の厚生年金保険の適用は、本店において一括で行われていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日については、昭和41年6月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、同社の事業を承継したC社は、当時の資料が残っておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成4年4月1日から同年10月15日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間に係る給与支給明細書の写しを提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、当初、平成4年7月31日と記録されていたものの、その後の21年6月26日付けで、4年12月1日に訂正されている。

そして、申立人に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、オンライン記録によると、当初記録されていた同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）以降の平成4年10月28日付けで、遡って同年6月30日と記録されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成4年10月28日付けで、厚生年金保険被保険者資格を同年6月30日に遡って喪失している者は42人、同年7月31日に遡って喪失している者は134人おり、A社に同年6月末に在籍した全従業員の資格喪失日が遡及訂正されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成4年10月15日まで継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成4年10月28日付けで、遡って申立人の同社に

おける資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険における離職日の翌日である同年10月16日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月の社会保険事務所の記録及び申立人から提出のあった給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成14年6月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年3月12日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成14年10月は32万円、同年11月から15年2月までは9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成14年11月1日から15年3月12日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人は、申立期間②のうち、平成15年3月12日から同年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（平成15年3月12日）を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成14年4月30日から同年6月21日まで
② 平成14年10月1日から15年4月10日まで
③ 平成15年4月10日から19年9月1日まで

平成11年1月21日にA社に正社員として入社し、何度も社名（B社及びC社を含む。）変更はあったものの、20年4月20日まで勤務場所、業務内容等に変化は無く、また、継続して勤務し長期休暇を取ったことも無く、給与の低下も無かった。それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に欠落している期間及び実際の給与額より低い標準報酬月額記録がある。その間の給料明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の記録について、同社が適用事業所でなくなった平成14年4月30日の後の同年6月27日付けで、同年4月30日に資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる上、申立人のほかに8人についても同年6月27日付け又は同日以降に、同年4月30日に遡って被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、解散の記録は無く、上記の資格喪失に係る遡及処理日においても法人事業所であり適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、上記の平成14年4月30日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できない上、同僚は、「申立人は、カタログの編集をしており、社会保険の事務には関与していなかった。」と回答していることから、申立人は当該遡及処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成14年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年6月21日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る平成14年3月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、当該期間において、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者記

録について、同社が適用事業所でなくなった平成14年11月21日の後の15年3月12日付けで、申立人に係る14年10月の定時決定及び同年11月の随時改定の記録を取り消した上で、同年10月1日に資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、B社において、資格喪失日を遡って平成14年10月1日と記録されている者は、申立人のほかに18人確認でき、いずれの者も同年10月の定時決定又は同年11月の随時改定の記録を取り消された上で、資格喪失処理が行われている。

さらに、B社に係る商業登記簿謄本によると、平成14年11月26日付けで、D社と社名変更しているが、上記の資格喪失に係る遡及処理日において法人事業所であったことが確認でき、適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、上記の同年11月21日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できない上、同僚は、「申立人は、カタログの編集をしており、社会保険の事務には関与していなかった。」と回答していることから、申立人は当該遡及処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成14年10月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、上記被保険者資格の喪失処理が行われた15年3月12日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消し前の平成14年10月の定時決定及び同年11月の随時改定の記録から、同年10月は32万円、同年11月から15年2月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、当該期間のうち、平成14年11月から15年2月までの期間について、申立人から提出された給料明細書により、B社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることが認められ、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、平成15年3月12日から同年4月10日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間において、B社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記のとおり、B社における保険料の控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人から提出された平成15年4月分の給料明細書により、同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は当該期間において法人事業所であったことが確認できることから、同社は当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

以上のことから、申立人のB社における資格喪失日を平成15年4月10日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間③について、申立人から提出されたC社の給料明細書及び申立人の預金通帳の写しから、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

昭和36年4月1日にA社に入社し、合併等により社名は変わったものの、平成10年6月末に退職するまで継続して勤務した。しかし、昭和39年11月に同社C支店から同社本店に転勤となった際の記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同社提出の申立人に係る人事記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（A社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記人事記録及び同僚の供述から判断すると、昭和39年11月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 112 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 8 日

A 社(現在は、B 社)に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立期間に係る賞与台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、112 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 98 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立期間に係る賞与台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、98 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所 (当時) は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年10月1日から5年8月11日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年12月31日まで
A社に入社した平成2年7月21日以降、毎月30万円の給与が支払われ、手取り額の変動は無かった。同年7月から3年6月までの標準報酬月額は30万円と記録されているが、申立期間の標準報酬月額について、同年7月から4年9月までは11万8,000円、同年10月から5年11月までは8万円と記録されている。納得できないので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、平成2年7月21日から5年8月10日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立期間のうち、平成4年10月から5年11月までの標準報酬月額について、当初、11万8,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日より後の6年1月19日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間のうち、申立人のA社における勤務が確認できる平成4年10月から5年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要である。

2 申立人は、当該期間について、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額（11万8,000円）は、オンライン記録により、平成4年10月の定時決定として同年12月15日付けで処理され

たものであることが確認できるほか、標準報酬月額を遡及訂正した形跡は見当たらず、社会保険事務所の処理に不合理な点はうかがえない。

また、A社の元事業主は、当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も同社の給与明細書等を保有していないため、当該期間に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に平成4年10月に定時決定が行われた従業員は申立人を含め7人確認できるところ、いずれの者も保険料控除について確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成3年7月から4年9月までの期間について、A社の元事業主は、当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も同社の給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成3年7月に随時改定が行われ、標準報酬月額が減額された従業員は申立人を含め5人確認できるところ、いずれの者も遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、上記従業員のいずれの者も厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保有していないため、当該期間当時の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間のうち、平成5年8月から同年11月までの期間について、雇用保険の記録により、申立人がA社を離職した後の期間であることが確認できる上、申立人は、当該期間について雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、申立人は、当該期間について、A社で勤務していた記憶はあるものの、給与支払の有無についての記憶が曖昧である上、同社の元事業主は、当該期間当時の資料を保管していない旨回答しているため、当時の状況を確認することができない。

これらのことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者資格を有しているが、A社に勤務していたとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 3 日

申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、39 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 3 日

申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における労働者年金保険の資格取得日は昭和17年6月1日、厚生年金保険の資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、被保険者資格の取得日は昭和17年2月1日、オンライン記録によると、同年6月1日であることが確認できるものの、いずれの被保険者記録においても資格喪失日は記録されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できることから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

一方、申立人の親族は、申立人は海軍に入隊するまで、A社に継続して勤務していた旨供述している。

また、旧海軍人事等関係資料（履歴原表）により、申立人は昭和19年2月5日から20年9月1日まで海軍軍人として軍務に就いていたことが確認できるところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人の前後に手帳番号が払い出されている者のうち、連絡先が判明した7人に照会したところ、回答があった4人全員がA社に勤務し、かつ、軍人として応召していた期間があるとしている上、オンライン記録では、上記の4人全員が同年9月1日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人も海軍軍人として軍務に就いていた同年9月1日まで同社に在籍していたものと

推認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていたことから、申立人が海軍に召集されていた期間のうち、19年10月1日から20年9月1日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における労働者年金保険の資格取得日は昭和17年6月1日、厚生年金保険の資格喪失日は20年9月1日であることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和55年11月1日、資格喪失日は56年2月28日と記載され、被保険者月数は3か月とされている。

一方、申立人が提出した昭和55年11月分から56年2月分までの給料明細書並びにB社の人事担当者、複数の元従業員及び申立人の供述から判断すると、申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、上記給料明細書によると、給与から4か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の人事担当者は、「当時のことは不明で確認できない。」旨回答しているが、事業主が資格喪

失日を昭和 56 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書(賞与)を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書によると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 23299 (事案 20152 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社が所有するB丸における資格取得日は昭和39年10月9日、資格喪失日は同年12月27日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月から同年12月まで
② 昭和36年1月から37年9月まで
③ 昭和39年10月9日から同年12月27日まで

A社が所有するB丸に乗船した申立期間の船員保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間中、同船舶には継続して乗船し、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、船員手帳を所持していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができず、また、申立人に係る船員保険被保険者台帳においても、当該期間における船員保険被保険者の資格得喪の記録は確認できない等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成23年9月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③について、A社が所有するB丸において申立期間当時に船員保険被保険者記録が確認できる複数の元船員は、「申立人が同船舶に甲板員として乗船し、昭和39年12月27日に下船するまで、同社の同船舶に共に乗船していた。」旨供述しているところ、同社所在地のC漁業組合から提出された同社所有の同船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立人は、昭和39年10月9日に船員保険被保険者資格を取得し、同年12月27日に資格を喪失した記載が確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人について、申立期間③において船員保険料が控除されていた記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、船員保険被保険者としてA社が所有するB丸に乗船し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者は既に死亡しているため、当時の状況について照会できないが、上記被保険者名簿における被保険者証記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び②について、C漁業組合が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立人のA社が所有するB丸における被保険者記録は、昭和37年10月1日から38年4月25日まで、同年11月18日から39年1月21日まで及び同年10月9日から同年12月27日までとされていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿で確認できる申立人に係る昭和37年10月1日から38年4月25日までの被保険者記録によると、被保険者証の記号番号は「1」とされており、このことについてC漁業組合の担当者は、「上記被保険者名簿は、昭和37年10月1日資格取得者の記録が最初のものである。申立人の被保険者証の記号番号が1番となっているのは、同年10月1日にA社のB丸において初めて船員保険被保険者資格を取得したためと思われる。」旨供述している。

さらに、複数の元船員は、「B丸の船主は、昭和37年10月より前は船員保険に加入しておらず、私自身の乗船期間についても同年10月より前は船員保険の加入記録は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和40年6月を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年5月1日から41年7月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、継続して内勤で事務を担当していたが、自らの標準報酬月額が引き下がる要因は思い当たらないため、当時の同社発行の自身に係る給与計算書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、社会保険料の控除は当月控除であった旨供述しているところ、申立人から提出された昭和40年10月分の給与計算書（昭和40年10月より、申立人に係る標準報酬月額が2万8,000円から2万4,000円に変更）において、厚生年金保険料控除額が従前の825円から660円に変更されているため、当月控除であることが確認できる。

したがって、申立期間のうち、昭和40年6月の標準報酬月額については、上記給与計算書において確認できる保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和40年5月及び同年7月から41年6月までの標準報酬月額については、上記給与計算書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年8月3日から同年10月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年8月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月25日から25年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年8月3日から同年10月1日までの期間について、申立人がA社の後に勤務したB社から提出された申立人作成の履歴書から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年10月1日に被保険者資格を取得している申立人を含めた元従業員全員（6人）に係る厚生年金保険被保険者台帳における資格取得日は、昭和25年8月3日と記録されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、昭和25年8月3日において同社は法人格を有していることが確認できる上、上記元従業員に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、6人の被保険者記録が確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年8月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和25年8月の上記被保険者台帳の記録から、3,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年7月25日から25年8月3日までの期間について、申立人がA社の後に勤務したB社から提出された申立人作成の履歴書から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において昭和23年10月15日に資格を取得し、24年7月25日に資格を喪失しており、当該記録は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、昭和27年8月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の代表者の所在も不明であることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び商業登記簿謄本から、複数の役員及び元従業員に照会したところ、回答があった元従業員は、「申立人についての記憶はあるが、申立人の勤務期間や当時の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 21 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 15 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月31日より後の同年4月19日付けで、2年8月に遡って20万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも代表取締役及び取締役等6名が同様に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において取締役であったことが確認できるが、当時の経理担当取締役は、申立人は営業管理を担当しており、社会保険事務には全く権限が無かったと供述していることから、申立人は当該減額訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年11月1日から同年11月13日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月13日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から7年11月13日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、6年11月から7年9月までは20万円、同年10月は19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、平成7年11月1日から8年3月21日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無く、6年11月から7年10月までの標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月1日より後の同年11月13日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年11月1日と記録され、また、6年11月から7年10月までの標準報酬月額について、当初、6年11月から7年9月までは20万円、同年10月は19万円と記録されていたところ、6年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主及び経理担当の元従業員は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から指示されて当該減額訂正に係る手続を行ったと供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は申立期間においても法人事業所であることが確認でき、上記処理日において厚生年金保険法の適用事業所としての要件

を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成7年11月13日付けで行った申立人に係る資格喪失処理及び標準報酬月額の遡及減額訂正処理に合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である同年11月13日に訂正し、6年11月から7年10月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年11月から7年9月までは20万円、同年10月は19万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年11月13日から8年3月21日までの期間については、上記のとおり、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、当時の資料は保管しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であると供述している。

また、A社において同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も勤務していた元従業員2名は、会社から、社会保険を継続することが困難なため、国民健康保険に切り替えてほしいとの説明があったと供述しており、そのうち1名は、当該説明後の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成元年6月から同年11月までは47万円、同年12月から3年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から3年3月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年6月から同年11月までは47万円、同年12月から3年2月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月26日より後の同年7月3日付けで、元年6月に遡って30万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された平成元年分、2年分及び3年分の所得税の確定申告書の控えに記載されたA社からの給与額に見合う標準報酬月額は、上記減額訂正前の標準報酬月額と一致しており、社会保険料控除額は、当該減額訂正前の標準報酬月額から算出した社会保険料額とおおむね一致している。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は上記標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の元代表取締役及び複数の元従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険の事務手続には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成3年7月3日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、元年6

月から同年11月までは47万円、同年12月から3年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
② 平成3年8月1日から6年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が直前のそれよりも低くなっている。当該期間に給与が減額された記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが判明したので、正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年1月21日より後の同年6月27日付けで、3年8月及び同年9月は32万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年5月までは32万円に遡及減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、同社は厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員から標準報酬月額の減額訂正の指示を受けたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年6月27日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

申立期間①について、申立人は当該期間において給与が減額された記憶は無いとし、標準報酬月額の訂正を求めている。

しかしながら、A社の元事業主は、当時の資料が無く、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について不明であり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が直前のそれよりも低くなっている理由についても不明であると供述している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 50 万円、16 年 7 月 12 日は 100 万円、17 年 7 月 13 日、18 年 7 月 14 日、19 年 7 月 25 日、20 年 7 月 4 日及び 21 年 7 月 3 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 12 日
③ 平成 17 年 7 月 13 日
④ 平成 18 年 7 月 14 日
⑤ 平成 19 年 7 月 25 日
⑥ 平成 20 年 7 月 4 日
⑦ 平成 21 年 7 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日は50万円、16年7月12日は100万円、17年7月13日、18年7月14日、19年7月25日、20年7月4日及び21年7月3日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年2月24日付けで申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、それぞれ 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 12 日
③ 平成 17 年 7 月 13 日
④ 平成 18 年 7 月 14 日
⑤ 平成 19 年 7 月 25 日
⑥ 平成 20 年 7 月 4 日
⑦ 平成 21 年 7 月 3 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、それぞれ 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年2月24日付けで申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日、16 年 7 月 12 日及び 17 年 7 月 13 日は 150 万円、18 年 7 月 14 日は 100 万円、19 年 7 月 25 日、20 年 7 月 4 日及び 21 年 7 月 3 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 12 日
③ 平成 17 年 7 月 13 日
④ 平成 18 年 7 月 14 日
⑤ 平成 19 年 7 月 25 日
⑥ 平成 20 年 7 月 4 日
⑦ 平成 21 年 7 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日、16年7月12日及び17年7月13日は150万円、18年7月14日は100万円、19年7月25日、20年7月4日及び21年7月3日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年2月24日付けで申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 2 月 24 日付けで申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 3 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 2 月 24 日付けで申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成3年3月まで
私の母は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、申立人が20歳になる昭和62年*月頃に加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年5月頃に払い出され、被保険者資格取得日は学生が強制加入となった同年4月1日となっていることが所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人と同じく母親が加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妹は、手帳記号番号が申立人より3番前に払い出され、被保険者資格取得日は申立人と同日の平成3年4月1日となっており、20歳到達時の2年*月から当該資格取得日前までの学生期間は国民年金に未加入となっているほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月から3年3月まで
私の母は、私が20歳になる時に国民年金の加入手続をして、学生である私に代わって国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、申立人が20歳になる平成2年*月頃に加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の3年5月頃に払い出され、被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人と同じく母親が加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の兄は、手帳記号番号が申立人より3番後に払い出され、被保険者資格取得日は申立人と同日の平成3年4月1日となっており、20歳到達時の昭和62年*月から当該資格取得日前までの学生期間は国民年金に未加入となっているほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する厚生年金保険の記号番号と上記手帳記号番号が記載された年金手帳は、平成5年4月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時に交付されたもので、国民年金被保険者資格取得時に交付された年金手帳は、厚生年金

保険加入期間中の9年1月の基礎年金番号制度導入時に会社経由で社会保険事務所（当時）に提出後返却されていないと説明しているが、申立人が5年4月から勤務する当該会社では、当時、学生時に国民年金加入により年金手帳を所持している新入社員に対して、その手帳を会社に提出するように求め同手帳で厚生年金保険被保険者資格取得の手続を行っており、また、基礎年金番号制度導入時に社員の年金手帳を管轄社会保険事務所に提出することはしていないと回答していること、申立人が所持する当該手帳の国民年金の記録欄には、3年4月1日の被保険者資格取得日及び5年4月1日の同喪失日が記載され、区の確認印が押されていることなど、申立人が現在所持する年金手帳は、国民年金被保険者資格取得時に交付されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月及び同年 9 月、54 年 3 月から同年 10 月までの期間、55 年 3 月から同年 7 月までの期間、57 年 1 月から 59 年 6 月までの期間並びに 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 54 年 3 月から同年 10 月まで
③ 昭和 55 年 3 月から同年 7 月まで
④ 昭和 57 年 1 月から 59 年 6 月まで
⑤ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵送されてきた納付書で出張所又は郵便局で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 7 月に払い出されており、同年同月に申立期間が国民年金の被保険者期間の記録として追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該手帳記号番号払出し及び記録追加時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号と国民年金の上記手帳記号番号が記載されている年金手帳を 1 冊所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は 5 回の申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の状況に関して記憶が明確ではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から同年12月までの期間、15年3月から16年5月までの期間、同年7月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年9月から同年12月まで
② 平成15年3月から16年5月まで
③ 平成16年7月
④ 平成16年10月

私は、勤務していた会社を平成7年3月に退職した後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間に係る資料として平成10年分の所得税の確定申告書を提出しており、当該申告書の社会保険料控除欄には15万6,200円の金額が記載されているが、申立人が、当該期間を含む国民年金保険料を納付した場合の当該年の保険料額は17万900円であり、記載金額と相違する。また、申立人は、7年3月の厚生年金保険被保険者資格喪失後は国民健康保険に加入していたとしており、国民健康保険料も含めて考えると、平成10年分の国民年金保険料を全て納付したことは確認できない。

申立期間②については、平成16年8月24日に、当該期間に係る未適用者一覧表（最終）が作成されており、当該一覧表作成時点まで厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われていなかったことが確認できるほか、申立人は、当該期間直後の同年6月の保険料を18年7月24日に過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。

申立期間③については、申立人は、当該期間の保険料を平成18年10月16日に

過年度納付したものの、時効後納付であったため、同年同月 17 日に充当決議が行われ、当該時点で納付可能であった 16 年 9 月の保険料に充当処理が行われた結果、当該期間は未納となったことが確認できるほか、申立人は、当該期間直後の同年 8 月の保険料を 18 年 9 月 29 日に過年度納付したことがオンライン記録により確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。

申立期間④については、申立人は、当該期間直後の平成 16 年 11 月から 18 年 3 月までの期間の保険料を同年 12 月 27 日に過年度納付したことがオンライン記録により確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間③及び④に係る資料として、平成 16 年 6 月以降の保険料を過年度納付した平成 18 年分の所得税の確定申告書を提出しているが、社会保険料控除額の内訳が確認できず、申立人の当時の居住地を管轄する税務署に照会した結果、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額のうち、当該年分の国民年金保険料の支払額は、当該期間を除く 16 年 6 月から 18 年 3 月までの納付済期間の保険料額と一致しており、申立期間③及び④の保険料を納付したことは確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 4 月まで
私は、昭和 63 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 63 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 6 月頃に払い出されていることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない上、申立期間直後の元年 5 月の国民年金保険料は 3 年 6 月 28 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該払出し及び過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができないほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から63年9月まで
私の母は、昭和61年頃、実家のある区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を納付し、その後の保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和61年頃に国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になる60年*月まで遡って国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、平成4年5月頃に払い出されていることが確認でき、その頃に申立人は国民年金に加入したと推認できるところ、同時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる調査の結果、母親が加入手続を行ったとする昭和61年頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする昭和61年頃は実家のある区とは別の区に住民票を移していたと説明していることを踏まえると、母親が申立人の居住する区において加入手続を行う必要があるが、母親は、実家のある区で加入手続を行ったとしており、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月から同年 7 月まで
私は、平成 10 年 2 月に就職した会社が、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金と国民健康保険の加入手続を区役所出張所で同時に行い、10 年 8 月以降の国民年金保険料を口座振替で納付し、申立期間の保険料はすぐに納付しなかったが、時効前に納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成 10 年 8 月以降、時効期間が経過する前に納付書で納付したと説明しているが、保険料の納付時期、納付場所、納付回数及び納付額に係る記憶が明確ではなく、納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 6 月

私は、昭和 61 年 7 月頃に市職員から申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能である旨の話を聞き、元夫に保険料約 19 万円を一括納付してもらった。また、私は、自身と元夫の申立期間②の保険料と一緒に納付したはずである。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和 61 年 8 月 18 日に払い出され、第 3 号被保険者制度が開始された同年 4 月 1 日に遡って第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間となっている。

また、申立人は、昭和 61 年 7 月頃に市職員から当該期間の国民年金保険料を納付することができると言われ、約 19 万円を一括して納付したと主張しているが、上記のとおり、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、遡って保険料を納付することはできない。

さらに、当該期間の保険料額は 13 万円強であり、申立人の記憶する 19 万円とは相違する上、申立人の保険料を納付したとする申立人の元夫から当時の事情を聴取することができないため、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、当該期間当時に国民年金の加入手続を行っていないとしている上、申立人は、手帳記号番号が記載された年金手帳は 1 冊だけであるとしているところ、当該手帳には初めて国民年金の被保険者となった日は「昭和 61 年 4 月 1 日」、被保険者の種別は「3 号 A」と記載されており、オンライン記録と

一致する。

- 2 申立期間②については、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の処理日は、オンライン記録により、平成元年9月26日であることが確認でき、同時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、当該期間以降の保険料は元夫の保険料と一緒に納付していたとしているが、オンライン記録により、元夫は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年6月から継続して保険料を現年度納付していることが確認できるのに対して、申立人の当該期間直後の同年7月から63年3月までの保険料は、過年度納付となっている。

- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から60年6月まで

私の母は、私と弟に20歳まで遡って国民年金保険料を納付するための納付書が送られてきたので、私たちの保険料を20歳まで遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が送付されてきた納付書で申立人が20歳になった昭和56年*月まで遡って国民年金保険料を納付してくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年8月頃に払い出されていることが推認でき、同時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、母親は申立人の国民年金の加入手続を行っていないとしており、オンラインシステムによる調査を行ったところ、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録により申立人の納付状況を見ると、昭和60年7月から61年3月までの期間は納付年月日が不明となっているが、母親は、送付されてきた納付書で姉弟の保険料を一緒に納付したと説明していること、及び申立人の弟は60年7月から61年3月までの保険料を62年10月31日に過年度納付していることを踏まえると、同一期間の保険料を同一日に過年度納付したものと考えるのが自然であり、母親は送付されてきた納付書により同時点で過年度納付することが可能な全ての期間の保険料を納付したと推認できるものの、同時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、母親は送付されてきた納付書でまとまったお金を区役所の窓口で納付したとしているが、過年度保険料を区役所の窓口で納付することはできないことなど、母親の保険料納付に関する記憶は明確ではなく、納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月から同年12月まで
② 昭和60年1月から同年6月まで

私の母は、私と姉に20歳まで遡って国民年金保険料を納付するための納付書が送られてきたので、私たちの保険料を20歳まで遡って納付してくれた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が送付されてきた納付書で申立人が20歳になった昭和59年*月まで遡って国民年金保険料を納付してくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年8月頃に払い出されていることが推認でき、同時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は60年1月1日に被保険者資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、母親は申立人の国民年金の加入手続きを行っていないとしており、オンラインシステムによる調査を行ったところ、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録により申立人の納付状況をみると、昭和60年7月から62年3月までの保険料を同年10月31日に一括納付しており、母親は同時点で過年度納付することが可能な全ての期間の保険料を納付したことは確認できるものの、同時点では申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

加えて、母親は送付されてきた納付書でまとまったお金を区役所の窓口で納付したとしているが、過年度保険料を区役所の窓口で納付することはできないことなど、

母親の保険料の納付に関する記憶は明確ではなく、納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
私の父は、昭和 57 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 57 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の父親が加入手続を行ったとする昭和 57 年 4 月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人の母親の記憶も明確ではなく、申立人は父親から加入手続や納付状況について具体的な話を聞いたことはないとしていることから、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年7月まで

私は、結婚後に義母から国民年金の加入を勧められ、昭和45年8月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、48年8月に夫の転勤で海外に行くまでの期間、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和45年8月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年7月8日に国民年金に任意加入した際に払い出された番号であり、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間である。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和45年8月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市において納付書方式で保険料を収納するようになったのは昭和46年9月からであり、申立期間の前半は市役所又はその出張所で印紙検認方式による保険料の収納が行われていたところ、申立人は印紙検認方式により保険料を納付したとの記憶が明確でない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から50年3月まで
私の母は、昭和46年3月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私がアルバイトをしていた申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和46年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、51年3月頃に払い出されていることが推認でき、同時点では申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、母親が加入手続を行ってくれたとする昭和46年3月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親から事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年6月まで

私は、申立期間当時、姉と一緒に経営していた会社の従業員にお金を渡し、会社に集金に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してもらっていた。当時は仕事も順調で、保険料の納付に困るような状況にはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社の従業員にお金を渡し、集金人に国民年金保険料を納付してもらっていたと説明しているところ、会社が所在していた区は、昭和45年4月から納付書方式に移行したが、移行後も専任徴収員による集金を54年3月まで継続していたと回答していることから、同区においては、申立期間も専任徴収員による集金制度が並行して存続していたことは認められる。

しかし、同区の申立期間当時の広報誌では、納付書方式への移行に伴い、専任徴収員による集金を継続する場合の手続等に係る記事は確認できず、申立人の会社が所在した地区においていつごろまでどのような形で専任徴収員による集金方法が継続していたかについては不明である。

また、申立人は、昭和43年7月から同区に居住し、45年3月まで保険料を納付していることから、申立人が主張するとおり、集金人による保険料収納が行われていたと考えられるが、納付書方式に移行した同年4月以降において、約5年間もの長期間において納付の記録が無いことを踏まえると、申立人に対して集金人による保険料収納が継続していたとは考え難い。

さらに、申立人は、集金人に保険料を納付していたとする従業員の氏名を覚えていないことから事情を聴取することができないため、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 63 年 1 月までの期間及び平成 4 年 4 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 63 年 1 月まで
② 平成 4 年 4 月から 10 年 3 月まで

私の母は、私が昭和 49 年 4 月に結婚する前に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私の元妻が保険料を納付してくれていた。平成 3 年 5 月以降は、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、会社の顧問税理士が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 49 年 4 月に結婚する前に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、オンライン記録により、申立人に対して平成 11 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認でき、同時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が昭和 49 年 4 月に結婚する前に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの期間の保険料を納付していたとする母親から事情を聴取することができず、また、結婚後に保険料を納付していたとする申立人の元妻は、申立人の納付書が送付されてきた記憶が無いと説明している上、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間①における保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間②については、申立人の基礎年金番号は上記のとおり、平成 11 年 1

月に付番されており、同時点では当該期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金への切替手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得及び同喪失記録は、基礎年金番号が付番された平成 11 年 1 月に入力処理されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、会社の顧問税理士が保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は、「税理士とは連絡が取れないため、当時の話を聞くことはできない。」と説明している上、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間②における保険料の納付状況は不明である。

3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から46年3月まで
私の母は、私が学生であった昭和42年5月頃に、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和42年5月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、53年9月14日に払い出されていることが確認でき、申立人は、その頃に国民年金の加入手続きを行ったものと認められる。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする昭和42年5月頃に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親から事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から54年9月まで
私の義母は、私が昭和44年11月*日に挙式した後、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を私の夫の分と一緒に金融機関の集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続きに関与しておらず、加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年10月24日に申立人が勤務していた店舗が所属する事業団を通じて払い出されており、当該事業団の国民年金記号番号簿には、同年9月11日に保険料の委託が開始され、申立期間直後の同年10月から保険料の徴収が開始された旨記載されていることが確認できるほか、当該払出時点で申立期間のうち52年7月から54年3月までの保険料は過年度納付が、同年4月から同年9月までの保険料は現年度納付が可能であるが、申立人は義母から過去の分の保険料を納付したという話は聞いたことがないと述べている。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年6月まで
私は、平成4年7月に再就職し、給料を受け取った後の同年9月か10月に自宅に送付されていた国民年金保険料の納付書で、申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び資格喪失手続を行った記憶が明確でないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成7年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持している厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳及び上記の国民年金の手帳記号番号が記載されている年金手帳以外の手帳を所持したことはないと述べており、申立人が申立期間当時居住していた市において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年5月まで

私の母は、私が大学を卒業した昭和46年3月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、同年4月から結婚するまでの期間、私の国民年金保険料を納付してくれていた。妹が大学を卒業してからは、妹の保険料も一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は高齢であり、当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、昭和47年4月から母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妹は、厚生年金保険加入期間の8か月を除き申立期間の保険料が未納であるほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年10月までの期間、8年12月及び9年1月並びに13年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から同年10月まで
② 平成8年12月及び9年1月
③ 平成13年5月から同年9月まで

私は、会社を退職するたびに、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ってきた。申立期間の国民年金保険料の納付は遅れてしまい、納付勧奨のはがきを受け取った後に社会保険事務所（当時）で保険料を納付した。また、私は、平成13年に免除申請はしておらず、判を押した覚えはない。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を平成6年10月頃に社会保険事務所で納付したと述べているが、当該期間当時、社会保険事務所では現年度分の保険料を納付することはできなかった。

また、申立期間①及び②については、当該期間は平成13年5月15日に被保険者資格の得喪記録の整備により国民年金加入期間とされたもので、この記録整備前までは国民年金の未加入期間とされていたため、制度上、保険料を納付することができない期間であった上、上記記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間③については、申立人は平成13年に当該期間直前の期間を含む保険料を順に納付したとしているが、当該期間前の同年1月から同年3月までの保険料を14年1月に、13年4月の保険料を14年8月にそれぞれ過年度納付していること、当該期間は13年6月19日を申請日、同年10月23日を処理日として申請免除期間

となっていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 54 年 12 月まで

私は、元夫と結婚した昭和 45 年 5 月に元夫が勤務していた店に就職した。申立期間当時、元夫から、店の税理士が私の国民年金の加入手続を行い、一緒に勤務していた元夫や養母など従業員の給与から天引き（控除）されていた国民年金保険料を納付していたことを聞いた。また、50 年春頃、元夫と店を開業し、しばらくは私が夫婦二人の保険料を一緒に納付していたが、54 年頃からは元夫が郵便局又は金融機関で保険料を納付しており、確定申告時に国民年金保険料を計上していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 45 年 5 月から 50 年春頃までの期間については、当該期間中は申立人が店に勤務していたとする期間であり、申立人は自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、同店の従業員の国民年金保険料を納付していたとする税理士の氏名は不明である上、同店の経営者は既に死亡していることから、当該期間当時の具体的な納付状況等を聴取することができない。

また、当時、申立人と同じ店に勤務し、国民年金保険料が事業主により給与から控除されていたとする申立人の元夫及び養母に係る年金記録を確認したが、当該二人及び申立人の国民年金手帳の記号番号払出時期から、当該期間当時、申立人及び当該二人は国民年金に加入していなかったため、当該期間は保険料を納付することができない期間となっていたほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち、昭和 50 年春頃から 54 年 12 月までの期間については、当該期間は、申立人と元夫が独立して一緒に店を開業したとする期間であり、申立人の手

帳記号番号は同年9月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち52年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、当該期間において、夫婦の保険料を毎月一緒に納付していたと述べているが、納付場所に関する記憶が明確ではなく、申立人が居住していた区で保険料の徴収が1か月単位となったのは当該期間より後の昭和61年10月であり、納付頻度は当時の状況と相違しているほか、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和54年9月時点では、当該期間のうち52年7月から54年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能であり、同年4月から同年12月までの期間は保険料を現年度納付することが可能であったものの、申立人は、当時、保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする元夫への聴取を望んでいないため、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその元夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 57 年 7 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から 57 年 7 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 55 年 7 月に会社を退職した後、しばらくしてから自宅に国民年金保険料の納付書が届き、父に相談したところ「納付した方がよい。」と言われたため、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後に届いた納付書で国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間より後の昭和 59 年 8 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②は過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は遡って保険料を納付したことはないと述べている。

また、申立人は、現在、上記手帳記号番号が記載された年金手帳と手帳記号番号が一切記載されていない年金手帳の 2 冊の年金手帳を所持しているが、当該年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間当時に区役所で国民年金の加入手続を行ったこと、及び会社を退職した昭和 58 年 4 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことに関する記憶が無い上、申立人が申立期間当時に納付していたとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 51 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 51 年 10 月まで

私は、20 歳になった昭和 42 年*月に市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で 1 年分の国民年金保険料を納付した。その後は、市役所が遠いため毎月納付するのが大変なので、私か母が数か月分の保険料をまとめて市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 42 年*月に市役所で国民年金の加入手続を行い、1 年分の国民年金保険料を納付し、その後は数か月ごとに保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が申立期間直後の昭和 51 年 11 月 13 日に転居した市において、同年同月 20 日付けで払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、「51. 11. 20」の日付印が押され、「国民年金の記録」のページの「被保険者の種別」欄には、「任」に○印が付されており、申立人が同年同月同日に国民年金に任意加入したことが確認できるほか、上記の転居先の市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、同年同月同日が資格取得日として記載されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法は納付書であり、印紙検認による納付の記憶は無いと述べているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、申立期間のうち昭和 42 年 7 月から 48 年 3 月までの期間の保険料の納付方法は印紙検認であり、その後は納付書により保険料を徴収していたと回答しており、申立期間の過半は、当時の納付方法と相違する。

さらに、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳は2冊目の年金手帳であると主張しているが、当該手帳に記載されている手帳記号番号は、上記払出日に払い出されており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月13日から36年3月19日まで
A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間は、A社又はB社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員は、「申立期間当時の事業主は既に他界し、当時の役員は自分以外存命していない。また、当時の人事記録等の資料は保有しておらず、申立人を記憶していない。」と供述している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社の元従業員12名に照会したところ、このうち、5名は申立人を記憶していると回答している。

しかし、上記5名のうち、1名は「昭和33年2月にA社を退職したが、申立人はその前に退職していた。」、他の2名は「同社には申立期間当時、労働組合があり従業員全員が組合員であったが、申立人は同年6月の夏期一時金闘争又は同年12月の冬期一時金闘争のときにはいなかった。」と供述している。

これらのことから、申立人のA社における申立期間の勤務実態を確認することができない。

また、B社の元事業主は、同社は既に解散し、申立期間当時の事業主は既に他界し、人事記録等の資料は無く、申立人を記憶していないと回答しており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社の元従業員14名に照会したところ、7名から回答があったが、申立人を記憶している者がいないため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A社における被保険者資格喪失日は、昭和31年8月13日と記録されており、同社に係る上記被保険者名簿の資

格喪失日と一致していることが確認でき、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人のB社における被保険者資格取得日は、36年3月19日と記録されており、同社に係る上記被保険者名簿の資格取得日と一致していることが確認できる。

なお、申立人が申立期間後の昭和41年6月1日に入社したC社から提出された申立人の履歴書によると、「昭和29年7月A社編集勤務」、「昭和31年9月家事都合により退社」と記載されており、同社に係る上記被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日の記録とおおむね一致していることが確認できるほか、同履歴書にはB社に勤務していた記載は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 2 日から同年 7 月 29 日まで
A社B局（現在は、C社B局。以下「B局」という。）に臨時補充員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。他の局で臨時補充員として勤務していた先輩から、臨時補充員として勤務していた期間に、厚生年金保険に加入していたと聞いている。自分も厚生年金保険に加入していたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がD社において最後に勤務した同社E支店から提出された人事記録及びB局の回答によると、申立人が、申立期間にB局で臨時補充員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B局が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、平成9年2月1日から10年4月1日まで及び同年9月1日から19年10月1日までの期間であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、申立人が申立期間にB局で勤務していたことを記憶しているB局の元従業員は、昭和40年3月に臨時補充員として入局したが、臨時補充員で勤務していた期間は厚生年金保険に加入していなかったと思うと回答しているところ、オンライン記録により、当該従業員は当該期間に厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、B局は、申立期間当時の関係資料が見当たらないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては、不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年5月22日まで
② 昭和20年8月30日から22年6月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び申立人が記憶している上司等の所在は不明であるため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態について確認することができない。

さらに、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、A社は、申立期間②のうち、昭和20年9月1日から21年3月31日まで及び22年5月26日から同年6月30日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険被保険者台帳に記載された申立人のA社における被保険者資格取得日及び資格喪失日は、上記被保険者名簿の記録と一致しており、また、同社が昭和21年4月1日に再度適用事業所となってから22年5月26日に適用事業所でなくなるまでの期間の上記被保険者名簿における「健康保険ノ番号」に欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月1日から15年4月1日まで
② 平成16年10月1日から17年9月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、両申立期間の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。給与支給明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年2月から12年10月まで、同年12月から13年9月まで、同年11月及び14年1月から同年12月までの標準報酬月額について、申立人から提出された当該期間の給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成12年11月、13年10月、同年12月及び15年1月から同年3月までの標準報酬月額について、申立人は給与支給明細書を保有していないが、当該期間の前後の上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、当該期間においてもオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡しているため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、当該徴収簿に記載されている社会保険料の控除額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低い額であることが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会文書を送付したものの、回答を得ることができなかったため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23265 (事案 5594 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 7 日から 43 年 5 月 1 日まで

A社(昭和40年2月*日に解散の後、同年3月1日にB社設立。)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。同社に勤務していた知人から前職のC社在職中にスカウトされ転職した上、当時はアパートなども無く、いずれの勤務先でも寮住まいであったため空白期間となるはずがない。

今回新たな資料として、申立期間当時に業務中負傷し労災病院に入院したので、その事実が分かるB社の社判と代表者印が押された「労働者災害補償保険 休業補償給付請求書休業特別支給金支給申請書」及びその後の後遺症に関する「労働者災害補償保険 障害(廃疾)の状態に関する診断書」の写しを提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶していた複数の同僚について、A社における厚生年金保険の加入記録を確認することができなかったことから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったこと、また、加入記録が確認できる従業員についても、入社後すぐには加入手続が行われていなかった可能性がうかがわれること、さらに、同社は、昭和58年6月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からの供述も得られないことから、同社における当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできないことなどにより、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たな資料として、「労働者災害補償保険 休業補償給

付請求書休業特別支給金支給申請書」及び「労働者災害補償保険 障害（廃疾）の状態に関する診断書」の写し2点を提出しており、これらの資料から、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間内において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人から提出された上記2点の資料からは、A社における厚生年金保険の取扱い、申立人の厚生年金保険加入状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

以上のことから、今回、申立人から提出された上記資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。資格喪失日は平成 21 年 3 月 28 日とあるが、同年 4 月 1 日の誤りであると思われるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の離職日は、平成 21 年 3 月 27 日と記録されている上、B 社から提出された「平成 21 年賃金台帳一覧」においても、申立人の退職日は同年 3 月 27 日であると記載されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、B 社は、申立期間の保険料控除について、翌月控除であったと回答しており、同社から提出された上記賃金台帳一覧では、平成 21 年 4 月 25 日に支給された給与からの申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、年金事務所から提出された A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届では、備考欄に「3 月 27 日退職」と記載され、申立人の資格喪失日が平成 21 年 3 月 28 日として届出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 30 日から 62 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 61 年 12 月 29 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、A社の経理担当者は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間や保険料控除等について確認できないが、申立期間当時も現在も月末退職を義務付けてはおらず、月末まで勤務していない従業員の給与から保険料は控除しない。」旨供述している上、複数の従業員からも申立人が申立期間に同社で勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、同社において1月1日及び12月中に資格喪失した者を確認したところ、1月1日付けで資格喪失した者は一人もおらず、12月中に資格喪失した者は9人おり、そのうち、12月21日付けの者が6人、12月30日付けの者が3人（申立人及びその前任者を含む。）であり、月末退職を義務付けていない旨の同社経理担当者の上記供述と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から30年11月まで
A社(現在は、B社)C工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
しかし、同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社C工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の記録が保管されていないため、申立人の在籍が確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は既に死亡しているため、A社C工場における同僚が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の資格を取得していたことが確認できる従業員24人に照会したところ、回答のあった13人全員が申立人を知らないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 21 日から同年 3 月 20 日まで
② 昭和 56 年 8 月 12 日から同年 11 月 30 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの申立期間も間違いなく勤務していたので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は、昭和 54 年 1 月 20 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している。

また、申立人がA社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者の加入記録は、同社の子会社であったC社において、その記録が確認できるところ、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る手続は、昭和 54 年 2 月 27 日付けで行われており、しかも、健康保険被保険者証が返納されていることが確認でき、同名簿に不自然な処理は見当たらない。

さらに、A社は、申立人に係る人事記録等の資料が残っておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

そこで、申立期間①当時、C社の厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員 6 人は、いずれも申立人の勤務期間を記憶していないとしており、当該従業員から申立期間①における申立人の勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、B社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のB社における離職日は、昭和56年8月11日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る手続は、昭和56年8月19日付けで行われており、しかも、健康保険被保険者証が返納されていることが確認でき、同名簿に不自然な処理は見当たらない。

さらに、B社は、申立人に係る人事記録等の資料が残っておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

そこで、申立期間②当時、B社の厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員6人は、いずれも申立人を記憶していないとしており、当該従業員から申立期間②における申立人の勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23276 (事案 22642 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。再度、申立期間に係る給与明細書を提出するので、改めて調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) A社は、申立人の同社B支社における雇用期間は、昭和 45 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 28 日までの期間であり、申立期間には申立人を雇用していないとしているところ、雇用保険の加入記録から、申立人の同社B支社における離職日は同年 4 月 28 日であることが確認できること、ii) 申立人が同僚であったとする者は既に死亡しているため、同社B支社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に加入記録のある従業員 17 人に、申立人の退職日及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった 11 人全員が不明であるとしていること、iii) 上記被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員は、申立人と同時期に退職し、一緒に挨拶回りしたことを覚えていているとしているところ、当該従業員の雇用保険の離職日は、申立人と同日であることが確認できること、iv) 同社は、申立期間当時の賃金台帳等を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 2 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再度、給与明細書を提出するので、改めて調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

しかしながら、前回の通知文にも記載したとおり、A社の説明及び雇用保険の加入記

録から、申立人は昭和 53 年 4 月 28 日に同社を離職していることが確認できるところ、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社 B 支社における資格喪失日は、同年 4 月 29 日となることから、申立人は同年 4 月において、厚生年金保険の被保険者とならない。

また、申立人から提出のあった昭和 53 年 4 月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているが、A 社は、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であり、控除されているのは 3 月分の厚生年金保険料であるとしている。

さらに、申立人の A 社 B 支社における勤務について、改めて関係者に確認したが、申立期間の勤務は確認できなかった。

このため、本申立てについては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は認められない。

したがって、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
② 平成元年 8 月 1 日から 2 年 3 月 1 日まで
③ 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 7 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与金額よりも低い金額となっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社に昭和 62 年 7 月から臨時職員として勤務し、同年 10 月からは正社員として営業の仕事に従事し厚生年金保険に加入したが、臨時職員のときから一定の成績を上げており、給与は 17 万円から 19 万円と記憶しているので、標準報酬月額はもっと高い額であると主張している。

しかし、B 社は、「当社が保管していた社会保険徴収明細書は平成 23 年 4 月の事業所移転に伴い処分しており、申立人の当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していないが、営業職員の給与はほとんどが歩合給であり、資格取得時の標準報酬月額については実績が無いため、最低賃金に通勤費などを加算したもので個別に決め、その後の報酬月額は成績によって決まる。」と供述している。

また、申立人と同日の昭和 62 年 10 月 1 日に資格取得した従業員 77 人の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、全員が申立人と同じ 11 万 8,000 円であることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間当時の給与明細書等を所持しておらず、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録では、申立人の資格取得時の標準報酬月額について、遡っ

た記録訂正等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 63 年 9 月に営業主任に昇格し、当該期間の給与は 19 万円から 20 万円ぐらいであったので、標準報酬月額は下がらないはずであると主張している。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額については、当初、平成元年 8 月から 2 年 1 月までは 17 万円と記録されていたところ、元年 8 月の随時改定の記録が 2 年 2 月 20 日付けで取り消され、同年 2 月 27 日付けで遡って 16 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、B社は、「遡及訂正については、社会保険事務所（当時）からの指摘又は給与担当課からの給与に関する変更指示に従って行ったものではないか。営業職員の給与はほとんどが歩合給であり、営業主任という資格を持っていたとしても成績によって報酬月額が決まることに変わりはなく、成績が悪ければ標準報酬月額が減額することはよくあることである。」と供述している。

また、申立人と同日の昭和 62 年 10 月 1 日に資格取得した従業員 77 人のオンライン記録を確認したところ、申立人と同様に、平成元年 8 月の随時改定の記録を 2 年 2 月 20 日付けで取り消され、同年 2 月 27 日付けで遡って減額訂正された者が 3 人、元年 10 月の定時決定の記録を 2 年 2 月 20 日付けで取り消され、同年 3 月 3 日付けで遡って増額改定された者が二人確認できることから、同年 2 月に給与支給に関する見直し等何らかの事情から、複数の従業員について記録訂正を行ったことが推認できる。

さらに、申立人は、当該期間当時の給与明細書等を所持しておらず、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない上、C銀行から提出された普通預金元帳では、当該期間のうち平成元年 9 月以降の給与振込が確認できるが、毎月の振込額が大きく変動しており、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、当該期間の給与は 19 万円から 20 万円ぐらいであったので、標準報酬月額は下がらないはずであると主張している。

しかし、B社は、「営業職員の給与はほとんどが歩合給であり、営業主任という資格を持っていたとしても成績によって報酬月額が決まることに変わりはなく、成績が悪ければ標準報酬月額が減額することはよくあることである。」と供述している。

また、申立人と同日の昭和 62 年 10 月 1 日に資格取得した従業員 77 人の記録を確認したところ、申立人と同様に、平成 2 年 10 月の定時決定で標準報酬月額が減額している者が 42 人いることが確認でき、当該 77 人について、資格取得日から資格喪失日までのオンライン記録を確認したところ、標準報酬月額が前年よりも減額している年がある者が 73 人確認できる。

さらに、申立人は、当該期間当時の給与明細書等を所持しておらず、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない上、C銀行から提出された普通預金元帳では、当該期間の給与振込が確認できるが、毎月の振込額が大きく変動しており、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額について、遡った記録訂正等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月6日から59年6月まで
昭和58年2月にA社(現在は、B社)で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59年6月頃に自ら希望して正社員からアルバイトに身分を変更してもらい被保険者資格を喪失した。被保険者期間が58年2月及び同年3月の2か月と記録されているが、納得できない。同年4月から59年6月までの記録を調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社C支社から提出された社員経歴台帳によると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社C支社は、社員経歴台帳以外の資料は処分しており、申立人の勤務形態、給与の支払方法等については不明と回答しているほか、申立人は、身分変更及び社会保険の資格喪失の希望を伝えたとするA社C支社の人事総務課長の名前を記憶しておらず、申立人が唯一記憶していた同僚及び事業所からも当該課長を特定することができないとの回答があったことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、昭和59年6月頃に正社員からアルバイトへの身分変更に伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと主張しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は58年4月6日であることが確認できる。これはオンライン記録の資格喪失日と一致しており、記載内容に不備は無く、資格喪失日が遡って訂正された等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。保険料控除額を確認できる資料は無いが、同社にはスカウトされて転職したので、給与額は前職のときより低くなるわけがない。調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額（1万4,000円）が、同社から受け取ったはずの給与額に見合う標準報酬月額（1万8,000円）より低くなっているため訂正してほしいと申し立てているが、同社は、昭和36年1月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の事業を継承したB社は、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同日の昭和31年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員7人（申立人を除く。）のうち、オンライン記録により、当該資格取得日直前の事業所における標準報酬月額が確認できる4人の被保険者記録をみると、そのうち3人は、申立人と同様に、同社での標準報酬月額が前職より下がっていることが確認できることから、申立人の記録が特段不自然であるとは言えない。

加えて、上記の従業員3人は、いずれも申立期間当時の給与明細書等を保有していないため、申立期間当時のA社における給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その上、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、

標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。代表者が同一であったB社からA社へ昭和 63 年 8 月 1 日に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の供述等から、申立人がB社から、その関連会社であるA社に昭和 63 年 8 月 1 日に異動し、申立期間は同社で継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 63 年 11 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社の元事業主は、申立てに関して確認できる資料は残っていないが、厚生年金保険の未加入期間に、給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思う旨供述している。

さらに、オンライン記録から、申立人と同時期にB社からA社へ異動したことがうかがわれ、かつ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる従業員 10 人に照会したところ、申立人の記憶する同僚を含めた 6 人から回答があったが、いずれの者も当時の給与明細書等は保有しておらず、当該期間における厚生年金保険料の給与からの保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録から、上記 6 人全員が申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、そのうちの 3 人は、A社が厚生年金保険に加入するまでの間（昭和 63 年 8 月から同年 10 月まで）は国民年金に加入するよう会社から事前に説

明を受けた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 4 日から同年 11 月 5 日まで
A社を退社した後、すぐにB社に修理工として入社した。同社で勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する当時の上司及び従業員の供述から、申立人がB社において申立期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び上記従業員が記憶する同社の事務責任者も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる、上記の上司を含む当時の従業員 10 人に照会したところ、5 人から回答があり、そのうち、昭和 38 年 7 月から同年 9 月に入社したとする 3 人は、当該名簿の「資格取得日」欄の横にある「届受番」欄に同じ番号が記載されており、申立人と同様に同年 11 月に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では申立期間当時に採用した従業員を一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた状況が認められる。

さらに、上記従業員 3 人全員が、当時の給与明細書等は保有しておらず、厚生年金保険の未加入期間における給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 15 日から 13 年 1 月 1 日まで
申立期間当時勤務したA社の給与明細書では、平成 12 年 12 月の給与から厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便で送られてきた厚生年金保険料の月別状況には同月の記載が無く、同月は厚生年金保険の被保険者となっていないことが判明したので、よく調べて、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の給与明細書から、申立人は、同社に入社した平成 11 年 4 月から申立期間である 12 年 12 月まで厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条においては、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされている。

そして、申立人については、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が平成 12 年 12 月 15 日に資格喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、申立人の国民健康保険の加入記録は、12 年 12 月 16 日から 13 年 6 月 12 日までとなっており、加入の届出が 12 年 12 月 19 日に行われていることが確認できることから、申立人が同年 12 月 15 日に被保険者資格を喪失した旨の届出が同社から社会保険事務所（当時）に提出されており、しかも申立人が申立期間に、健康保険ではなく、国民健康保険に加入していることが認められる。

また、雇用保険の加入記録では、申立人のA社の資格取得日は平成 11 年 4 月 1 日、離職日は 12 年 12 月 15 日と記録されており、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった平成 13 年 1 月分給与明細書によると、12 年 12 月 16 日から 13 年 1 月 15 日までのうち勤務日数が 5 日間であり、5 日分の給与が支払われていることが確認できることから、12 年 12 月 16 日以降同月末日までの祝祭日を除く日数が 10 日であることから、申立人が、同月の末日まで A 社に勤務していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から24年1月1日まで
年金事務所に申立人である父の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の昭和22年7月1日から24年1月1日までの記録が無い旨の回答をもらった。父は、同社には、19年12月から38年8月27日まで継続して勤務しており、途中で退職したことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る履歴書、同社の社員名簿及び役員異動表並びに従業員の供述から、申立人が申立期間において、同社本社に役員（監査役）として継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に関係する資料を保存していないことから、当時の同社における申立人の厚生年金保険の加入状況や申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできないと回答している。

また、申立人と同様に申立期間当時、A社の役員であった者17名のうち、同社本社及び同社工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において被保険者の記録が確認できた10名の厚生年金保険の加入状況を調べたところ、昭和20年7月1日以後、監査役については、申立人を含む2名が申立期間後の24年1月1日に同時に加入するまで、また、取締役については、23年11月1日に8名全員が同時に加入するまで、役員在任中、同社本社での厚生年金保険の加入記録が無い上、当該取締役8名のうち、取締役就任前、同社本社で加入していた4名及び同社工場で加入していた1名は、いずれも取締役就任時に厚生年金保険の資格を喪失しており、また、同社工場で厚生年金保険に加入してい

た取締役1名及び監査役である申立人は、取締役又は監査役就任後も引き続き同社工場での加入期間があるが、同社工場での資格を喪失した後は、厚生年金保険の加入記録が無い。

このことから、申立期間当時、A社は、役員のうち、監査役については、昭和24年1月1日まで、また、取締役については、23年11月1日まで、本社においては厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

このため、申立人が、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同社本社で再取得するまでの申立期間については、同社が申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行っていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 30 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことに間違いはなく、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、調理師としてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は、同社に係る商業登記簿謄本によると、法人事業所であるが、飲食業であることが確認できることから、当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、A社の事業主、事務担当者及び上司の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に入社した後、上記事務担当者から申立人自身の数枚綴りの厚生年金手帳を見せてもらった旨の供述をしているが、厚生年金保険制度において年金手帳が交付されることとなったのは、昭和 49 年 10 月からであることから、申立期間当時に厚生年金保険に係る当該年金手帳が申立人に交付されていたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 20 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。給与支払明細書で厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった給与支払明細書から、申立人が申立期間の一部である昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 2 月 10 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月 10 日から 54 年 3 月 20 日までの期間については、申立人に係る雇用保険の給付記録等によると、申立人は、53 年 4 月 22 日から同年 7 月 20 日までの期間について雇用保険の基本手当を受給しており、その後、同年 9 月 5 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人が当該期間にA社に勤務していたとは認められない。

また、オンライン記録によると、A社は、平成 4 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所となっていないことが確認できる。

2 一方、上記給与支払明細書のうち、昭和 52 年 4 月分から 53 年 2 月分までの給与支払明細書の控除額の厚生年金欄においては、1,100 円の保険料控除が確認できる。

しかしながら、申立人については、オンライン記録等から、昭和 52 年 5 月頃に国民年金の加入手続が行われ、申立期間のうちの同年 4 月から 53 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、当該国民年金保険料納付に係る国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿索引票により、「C事業団」が、社会保険事務所（当時）から事前払出しを受け、申立人に 52 年 5 月頃に付与したものであることが確認できる。

このC事業団は、D県内の食品関係従事者に対する厚生福祉事業を行うことを目的として昭和40年8月に設立され、42年4月から平成元年3月まで、国民年金事務組合として、国民年金の加入促進、加入手続及び集金人制度による保険料徴収の事務を行っている組合である。そして、A社の経理担当者は、同社は、申立期間当時、喫茶店を営んでいたと証言していることから、同社が、C事業団に加入していることに不自然さは無い。

加えて、昭和52年4月分から53年2月分までの上記給与支払明細書における厚生年金（保険料控除）欄の「1,100円」は、当時の国民年金保険料の月額「2,200円」の半額であり、保険料を労使折半したと仮定すれば、申立人の国民年金保険料負担額に相当する。

このため、A社が、申立人の国民年金の加入手続を行い、かつ、昭和52年4月から53年2月までの各月の国民年金保険料の半額を申立人の給与から控除するとともに、残りの半額を自ら負担して、当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から43年3月1日まで
② 昭和44年8月1日から47年7月16日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構に、その根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金支給決定伺」等が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

そして、当該裁定請求書には、申立人の退職当時の氏名、住所及び押印が確認でき、「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及び住所のゴム印が押されている上、申立人と同社を同時期に退職し、脱退手当金の支給記録のある複数の女性従業員が「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が当該裁定請求書により代理請求をしたものと認められる。

また、当該裁定請求書には、「退職される女子の方へ（脱退手当金をもらう前にもう一度考えましょう）」と題する書類が併せて保存されているところ、当該書類には、「脱退手当金請求に際し、通算老令年金等の説明を受け、検討の結果、脱退手当金を請求することに同意する」との記載並びにこれについての申請者の署名及び押印の欄が設けられており、当該欄に申立人の署名及び押印がなされていることから判断すると、当該脱退手当金については、申立人の意思に基づき請求が行われたものと考えられる。

さらに、当該裁定伺には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる

上、送金先として申立人が当時居住していた地域の都市銀行名が記載されていることから、当該都市銀行を経由して脱退手当金が申立人に支払われたものと推認できる。

なお、申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和47年8月18日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A 社に申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した昭和 54 年 2 月から 55 年 10 月までの給与明細書及び B 社の担当者の回答から、厚生年金保険料は翌月控除であったと推認できるところ、同年 10 月の給与明細書において確認できる保険料控除額は、申立人の 1 か月の標準報酬月額に相当するもののみであり、同年 9 月の厚生年金保険料であると認められることから、事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

また、B 社の担当者は、「申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が当社を昭和 55 年 10 月 31 日に退職したことは確認できるが、それ以外の資料は保管していないので、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から平成 4 年 11 月 1 日まで
A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおりであることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B 事業所の事業主は、保険料を低く抑えるために、実際の報酬月額よりも低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出していたと当時の A 事業所の事業主（父）から聞いたことがある、また、社会保険事務は担当していなかったが、給与計算を担当しており、給与からは社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していた、なお、当時の事業主が死亡したことにより、当時の資料は処分した旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 60 年 12 月 29 日まで
A社に勤務していた昭和 54 年頃、事業主から、厚生年金保険料を滞納していることにより、社会保険事務所(当時)に届け出る報酬月額を、実際の給与額より低く届け出ると言われ、これを承知したが、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に 25 万円から 30 万円ぐらいの給与を支給されていたと主張しているところ、A社の事業主は、当時の資料は保管されていないが、申立人の申立期間に係る給与額は 25 万円から 28 万円ぐらいであったと供述している。

しかしながら、A社の事業主は、社会保険事務所に届け出る報酬月額については、残業代や役員報酬等を含めておらず、実際の給与額より低い額で届け出ていたが、申立人の給与からは、届け出た報酬月額により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 5 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 15 日から 52 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 10 月 14 日から 56 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間も勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、当時の資料は保管しておらず、また、申立人が記憶しているA社における同僚及び複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいたが、申立人の勤務期間について明確な記憶が無く、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③及び④について、申立人は、C社に勤務していたと主張しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録によると、被保険者資格の取得日は昭和 51 年 11 月 15 日、離職日は 52 年 10 月 18 日となっており、また、再取得日は同年 11 月 1 日、離職日は 53 年 10 月 18 日となっていることから、当該期間は同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社の申立期間③及び④に係る事業主は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入取扱いについての明確な記憶は無く、当時の資料は保管していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の当該期間における複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入について明確な供述を得ることはできなかった。

なお、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうちの一部の期間において、国民年金に加入し、昭和51年11月から52年3月まで及び54年4月から56年9月までの保険料は納付済みとなっており、52年4月から同年10月までの保険料は申請により免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。